

○東総地区広域市町村圏総務人事事務研究会規約

（目的）

第1条 この会は、東総地区広域市町村圏（以下「市町村圏」という。）内の各市における総務・人事を担当する課長が、地方自治の振興と発展に寄与することを目的とし、総務及び人事行政を適切に処理し市町村圏内の人材の有効活用と職員の資質の向上を図るため必要な協議調整を行うものとする。

（名称及び組織）

第2条 この会は、東総地区広域市町村圏総務人事事務研究会と称し、市町村圏内の各市の総務、人事担当の課長等の職にある者をもって組織する。

（役員）

第3条 この会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、この会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、これを代理する。
- 4 会長及び副会長は、組織職員の互選により定める。
- 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第4条 この会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、組織職員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

（事業）

第5条 この会は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市町村圏内の各市の人事交流に関すること
- (2) 市町村圏内の各市の共同研修に関すること
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

（事務局）

第6条 この会の事務を処理するため、市町村圏事務組合に事務局を置く。

(委任)

第 7 条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和 47 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 13 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。